

経済産業省委託事業

ASEAN における知的財産にかかわる

諸団体等の活動調査報告

2014 年 2 月

日本貿易振興機構

バンコク事務所

知的財産部

協力

felicite IP Consulting Singapore Pte. Ltd.

3.5 フィリピン

3.5.1 概要

フィリピンは、模倣品、海賊品等の問題が多く発生しており、米国のスペシャル 301 条の監視国に指定されており、知的財産保護について問題がある国と判断されている。映画・音楽、ソフトウェア、医薬品、医療品等の模倣品、海賊品が様々な形態で販売されている。知的財産侵害に対する執行機関の無関心、人材不足等の要因があると考えられる。

フィリピンにおける知的財産制度は、主に「フィリピン知的財産法」によって管理されている。

出願件数は特許と実用新案合計で 3 千 5 百件程度、意匠が 1 千件程度、商標出願が 1 万 6 千件程度である。

特許の保護期間は出願日から 20 年、実用新案は 7 年、意匠は最大で 15 年(当初 5 年、5 年間の延長 2 回)である。

2012 年にマドリッド・プロトコルに加盟した。また、2012 年に日本-フィリピン間で特許審査ハイウェイ (PPH) の試行プログラムを開始している。

裁判については、民事、刑事共に長い期間を要する。簡単な事例であっても、一審で 3 年以上の期間を要する。知的財産訴訟に関する新たな手続規則が 2011 年から採用され、訴訟の迅速化や、知的財産訴訟を行う特別商事裁判所の指定といった変更がなされている。

フィリピンの知財については問題点が多いものの、知的財産権者側に利用し易いように徐々に改善が図られている。

3.5.2 調査結果

a. 公的機関

以下の公的機関について調査を行った。

フィリピン知的財産庁	Intellectual Property Office of Philippines (IPOPIL)
フィリピン税関 (財務省税関局)	Department of Finance: Bureau of Customs (BOC)
フィリピン最高裁判所	Supreme Court of the Philippines
フィリピン国家警察	Philippine National Police
国家通信委員会	National Telecommunications Commission
光メディア委員会	Optical Media Board

フィリピン知的財産庁 (Intellectual Property Office of Philippines ((IPOPIL))

(1) 主な業務内容

フィリピン知的財産庁は、1998 年に施行された Intellectual Property Code (Republic Act No.8293)により設置された。知的財産によって得られる知識や情報を基に社会を発展させることを目指している。特許、商標出願等の審査登録業務を行っている。

WIPO の支援を受けて、IPAS (Industrial Property Automation System)を導入した。これにより、出願／公開／登録／登録後の手続きを一連の処理として扱うことができるようになり、高品質なサービスを適時提供できる体制を整えている。

また、協定を締結した大学、研究機関が特許情報にアクセスして、自らの新たな発明の創出に役立てることができるようサポートを行っている。

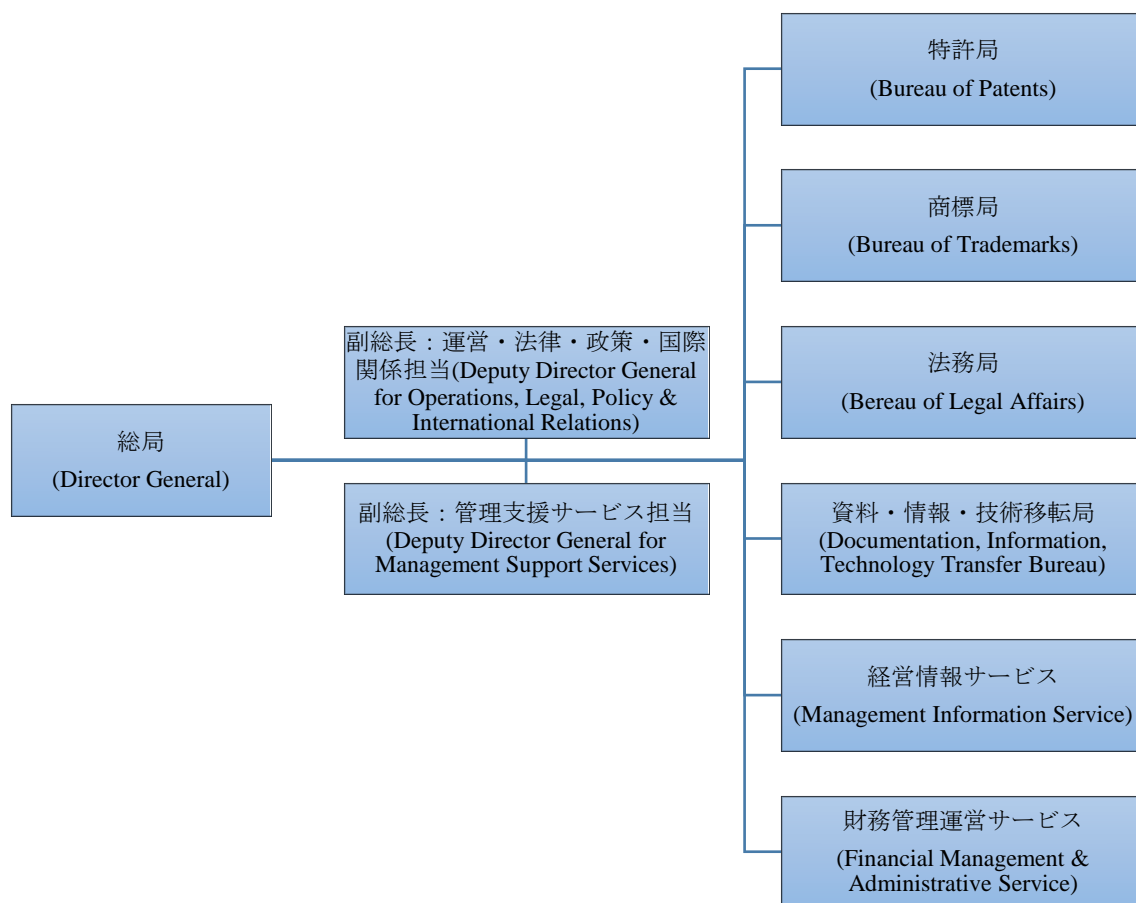
知的財産庁の支局をフィリピン各地に開設している。

アテネオ法律大学院と共同で知的財産法の修士課程を開設している。

知的財産権者の権利行使についても積極的に係わっている。海賊版／模倣品に関するホットラインの開設や、光メディア委員会及び税関と協力して海賊版／模倣品の捜査にも携わっている。

(2) 組織構成

貿易産業省(Department of Trade and Industry) 配下の組織である。知的財産庁内の組織構成については以下の図に示す通りである。



フィリピン知的財産庁組織図

(3) 他団体との協力及び活動内容

IPOが事務局となり、国家知財委員会（NCIPR）を設置し、組織間・民間との協力で毎月会合を行っている。NCIPR参加機関は下記の10機関である。

- ・フィリピン国家警察（Philippine National Police (PNP)）
- ・司法省国家捜査局（National Bureau of Investigation (NBI)）
- ・フィリピン特許庁（IP Philippines (IPO)）
- ・税関局（Bureau of Customs (BOC)）
- ・光メディア委員会（Optical Media Board (OMB)）
- ・国家通信委員会（National Telecommunications Commission (NTC)）
- ・司法省（Department of Justice (DOJ)）
- ・国家書籍開発委員会（National Book Development Board (NBDB)）
- ・食品薬品局（Bureau of Food & Drugs (BFAD)）
- ・内務自治省（Department of the Interior and Local Government (DILG)） *非レギュラーメンバー）

このうち、取締り執行機関であるNPN、NBI、OMB、及びBOC（税関）はNCIPR事務局（IPO）に対して取締状況に関する年次報告書を提出し、IPOがこれを取りまとめている。また、NCIPR事務局によれば、民間部門とは等業界団体及び主要な企業（リーバイス、マイクロソフト、ホンダ等）との協議を行っており、該業界団体に日本を含む商工会議所は含まれていないが、米国大使館は参加しているとのことである。

また、フィリピン知的財産庁はWIPO等と連携し、大学と研究開発機構を対象とした知的財産と技術管理に関する国家ワークショップやマドリッド・プロトコル制度と商標保護の重要性をテーマにしたセミナー等を開催している。フィリピン知的財産局はそのように知的財産関連知識を広める活動を通して知的財産保護に貢献している。

知財関連機関の取締実績 01 Jan.- 20 Dec. 2013

(IPOPILホームページより。*BOCは8-11月のデータなし、**FDAはno data.)

Agency	No. of Operations				Quantity				Estimated Value (Php)
	Inspec tion	Plant Audit	Search Warrant	Warrant of Sizure & Detection	Pieces	Cartons / Sacks	Container	Replicating Machine	
NBI			513		3,172,494	406			3,744,542,096
PNP			168		69,936	530			54,639,965
OMB	2,382				2,341,914	2,662			784,426,150
*BOC				10			2		3,178,800,000
**FDA									
TOTAL	2,382	-	681	10	5,584,344	3,598	2	-	7,762,408,211

フィリピン税関（財務省税関局）（Department of Finance: Bureau of Customs (BOC)）

(1) 主な業務内容

フィリピン共和国の独立以前より、税関業務は行われてきていたが、1947年に行われた大統領によるフィリピン共和国政府の組織の再編成(the Executive Order No. 94 of Republic Act No. 52)において、税関局についても再編成がなされた。その後、複数回(1965, 1972, 1975, 1986, 1998年等)の再編成がなされている。

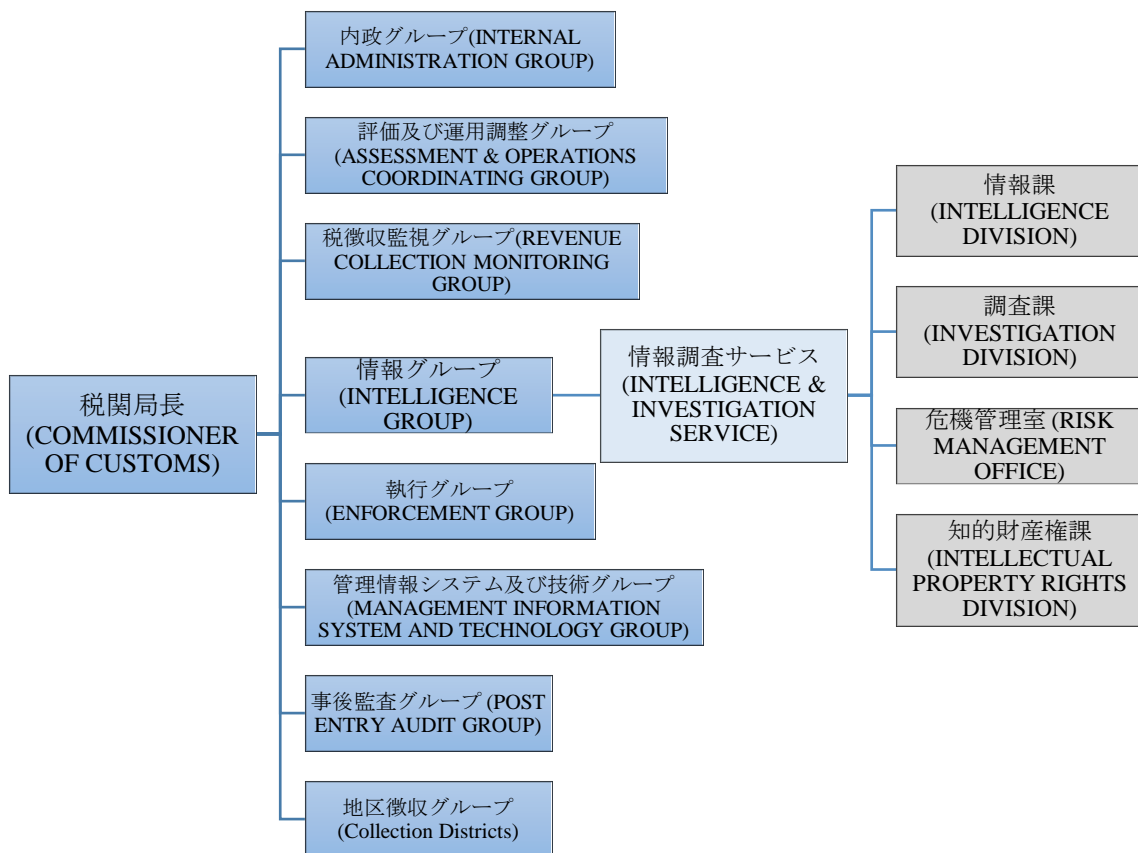
主な業務は、関税の徴収、違法取引の抑制、安全な貿易の促進などの通関業務である。知的財産権に関しては、模倣品・密輸品等の侵害物品の没収、破棄などの水際取締手続を行っている。税関による取締については、WTO/TRIPの規定に基づき、税関行政手続命令(Customs Administrative Order : CAO)第7-1993、第6-2002に規定されている。また、知的財産法(IPコード)において知的財産権侵害品の輸入禁止が規定され、関税法(TCCP)において、侵害物品等の違法輸入品の没収(第2530条、2536条)、罰則(第3601条)が規定されている。

水際取締は、警告/停止命令の発行、物理的検査、差押え、ヒアリング、(没収/解放)命令、没収品の破棄によって行われる。

知的財産権の所有者は、輸入差し止めを税関に書面で申請することができる。知的財産登録制度(recordation、知財権所有者が、BOC-IPUに対し登録申請した後2年間は全ての模造・侵害物品に対し継続的な申立てとして機能する)も存在するが、費用対効果の点から当局の期待ほどには活用されていないようである。

(2) 組織構成

税関局長(commissioner of customs)の下に、8グループがある。そのうちの情報グループ(Intelligence Group)は4つの部門：情報課(Intelligence Division)/調査課(Investigation Division)/危機管理室(Risk Management Office)/知的財産権課(Intellectual Property Rights Division)にわかれ、その中に知的財産権課が含まれる。



フィリピン税関 組織図

(3) 他団体との協力

上述の国家知財委員会（NCIPR）にフィリピン税関は参加している。

フィリピン最高裁判所 (Supreme Court of the Philippines)

(1) 主な業務内容

最高裁判所の設置については憲法(Constitution of the Philippines)に定められており、1901年に設置された。最高裁判所に上訴された事件の裁判と、他の裁判所及び裁判所職員を監督する役割を持つ。

フィリピンにおける知的財産に関する訴訟については、審理に時間がかかり過ぎる、司法制度の形骸化及び不透明性といった問題点が指摘されており、問題は正のために2011年に知的財産権訴訟に関する新たな手続規則が最高裁判所により承認された。新規規則の主な変更点は、①訴訟手続の迅速化と、②特別商事裁判所の指定が挙げられる。

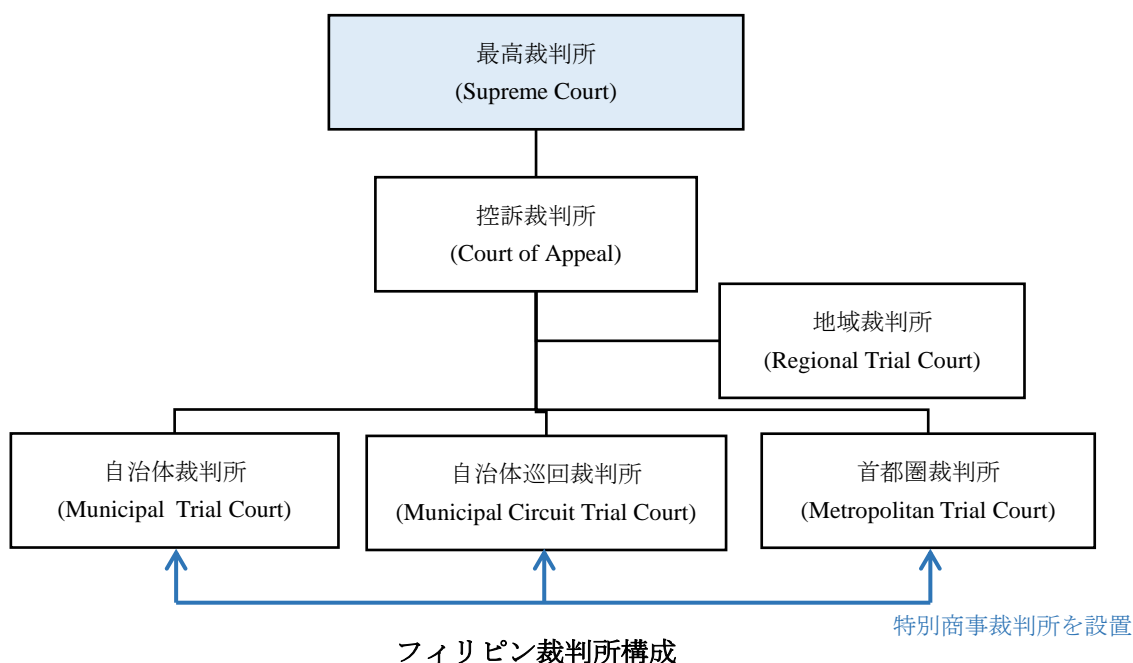
特別商事裁判所は、管轄地域内での知財訴訟に対する専属的審理権限が与えられ、侵害品の捜索、押収の命令の発効も行う。同裁判所での審理は、知財訴訟に特化しており、

一部の手続きが省略されているため、迅速な審理が期待できる。また、裁判所の命令で、押収された模倣品を廃棄することも可能となっている。特別商事裁判所で知的財産に関する訴訟を行うことによる、裁判官の知財訴訟に関するスキル向上が期待されている。尚、同裁判所が関与する事案はいずれも国内における知財法違反であり、税関の水際取締りに関わることはない。

(2) 組織構成

フィリピンの裁判所構成について、最高裁判所と下級裁判所によって構成されており、下級裁判所には更に3つの階層に分かれている。各市町には第1階層である自治体裁判所(Municipal Trial Courts)が設置されており、複数の市町を管轄する場合は、自治体巡回裁判所(Municipal Circuit Trial Court)と呼ばれる。また、マニラ首都圏に設置された自治体裁判所は首都圏裁判所(Metropolitan Trial Court)と呼ばれている。第2階層は地域裁判所(Regional Trial Court)があり、自治体裁判所の管轄外の事件を扱う。控訴裁判所(Court of Appeal)は第3階層で、第1と第2階層からの控訴事件を扱う。最高裁判所は控訴裁判所からの上告事件を処理する。なお、最高裁判所を含む裁判所全体で裁判官及び勤務人員が約23,000人の人員が勤務している。

また、最高裁判所は、行政命令 03-03-03 により、知的財産を含む民事及び刑事事件の審理・判決を行う特別商事裁判所の設置を命じており、各自治体裁判所がその任に当たっている。Makatai, Manila, Pasig, Quezon の商事裁判所が知的財産に関する訴訟を扱う特別裁判所と指定された。



(3) 他団体との協力

知的財産に関する情報は確認できなかった。

フィリピン国家警察 (Philippine National Police)

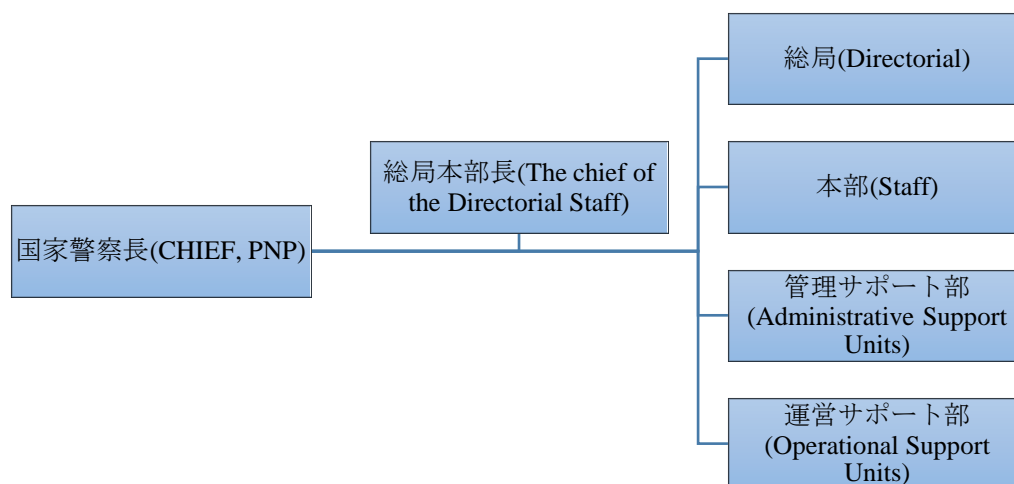
(1) 主な業務内容

1991年に保安隊(Philippine Constabulary)と統合国家警察(Integrated National Police)が統合されフィリピン国家警察(Philippine National Police)が発足した(Republic Act No.6975,他)。内務地方自治省傘下の組織である。

権利者からの訴えに基づき、フィリピン国内における知財侵害物品の捜査・摘発(IPコード 8293の執行)を行っている。

(2) 組織構成

フィリピン国家警察は、大きく分けて総局(Directorial)、本部(Staff)、管理サポート部(Administrative Support Units)、運営サポート部(Operational Support Units)の4つの部門から成り、運営サポート部(Operational Support Units)に属する反詐欺・商業犯罪部/犯罪捜査部(Anti-Fraud & Commercial Crimes Division/ Criminal Investigation & Detection Group)が模倣品や海賊版の捜査を担当している。知財担当の捜査員数は、約30人である(2008年時点)。尚、Anti-Fraud & Commercial Crimes Divisionの知財保護セクションは、2006年に設置された。



フィリピン国家警察組織図

(3) 他団体との協力

上述の国家知財委員会(NCIPR)の参加機関としてフィリピン国家警察は活動している。

また、他の知的財産権関連、例えば OMB の DVD や CD の法律違反の取り締まりの執行は PNP と合同で行う。ただし、水際での捜査権限は税関に一元化されているため(2007年の大統領令 Presidential Decree of Anti-Smuggling Rule により)、税関との共同捜査は行われない。

国家通信委員会 (National Telecommunications Commission (NTC))

(1) 主な業務内容

国家通信委員会は、通信インフラ及びサービスの維持、継続的な改善及び健全な発展のための監督及び規制を行っている。1979年に設立された組織である。

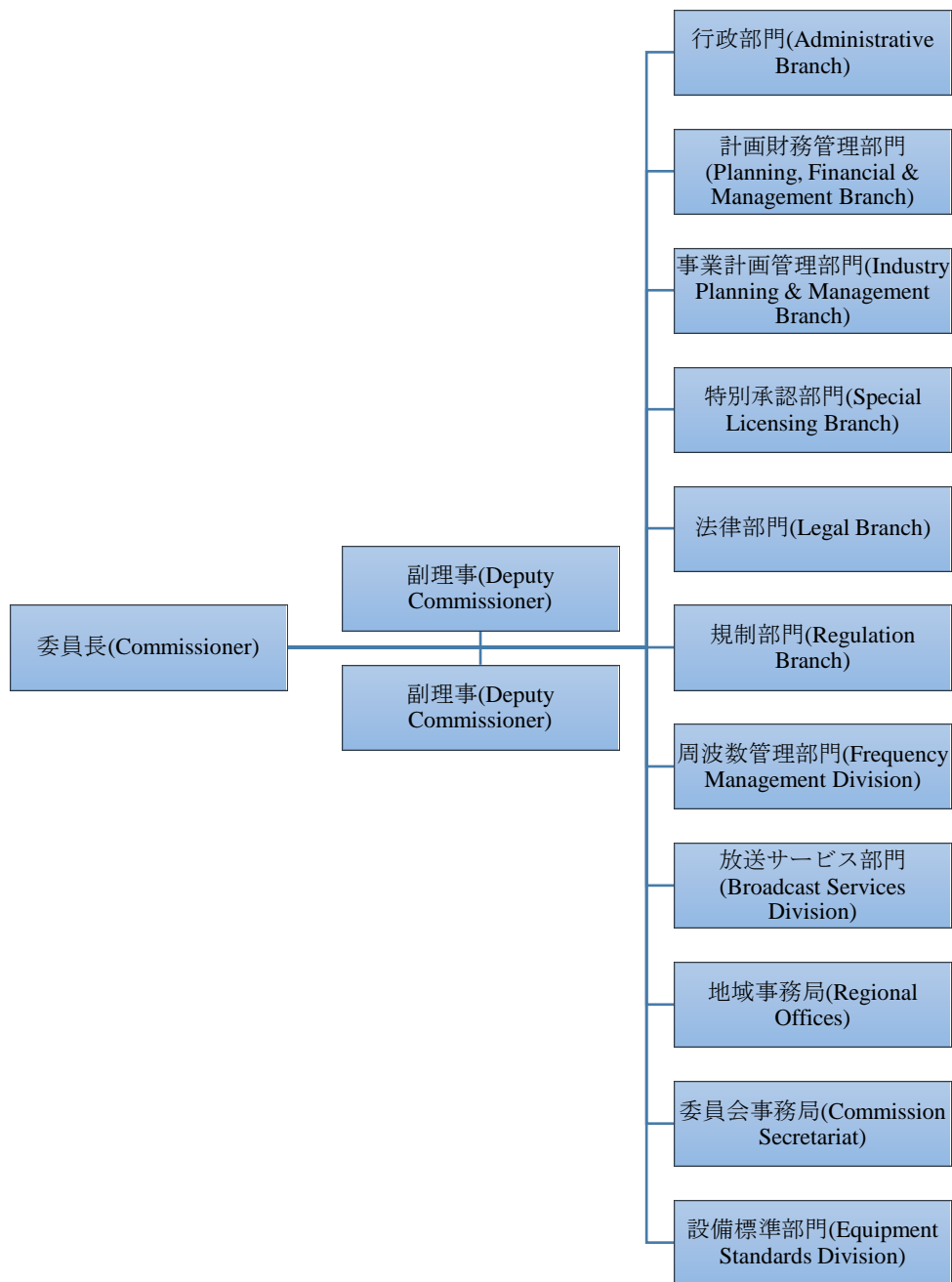
公衆通信の規制と監督や(RA7925：公共通信政策法, CA246)、放送局、ケーブルテレビ局、Pay TV にライセンスの付与や、規制監督をする役割も担っている(EO546 and EO205)。

国内及び国際的な法規制に基づいて、ルールを違反した場合に、是正をするために権利行使することもできる。

知的財産関連では、ライセンスを受けたテレビ局が、知的財産の利用について法律を遵守するよう指導することや、再配布する権利を有することを要求することができる。

(2) 組織体制

組織は、委員長(Commissioner)の配下に行政部門(Administrative Branch)、計画財務管理部門(Planning, Financial & Management Branch)、事業計画管理部門(Industry Planning & Management Branch)、特別承認部門(Special Licensing Branch)、法律部門(Legal Branch)、規制部門(Regulation Branch)等が配置されている。



国家通信委員会の組織図

(3) 他団体との協力

上述の国家知財委員会（NCIPR）の参加機関として、NTCは活動している。

光メディア委員会 (Optical Media Board (OMB))

(1) 主な業務内容

光メディア法(Optical Media Act)を実現するために必要な政策の立案、プログラムの企

画等の任務を担っている。光メディアを使用した海賊版対策について検討する会議を月1回以上行っている。また、光メディアの製造権限有無の評価・資格審査・ライセンスの付与・ライセンス料の徴収等を行う。具体的には、

- 光メディアの原版作成、製造、複製のために、メディア・製造機器・部品等の輸出入・流通・販売・保有・使用をする施設の検査の実施
- 捜査令状の請求・入手、または光メディアの原版作成・製造・複製に使用された光メディア・機器等の予防留置
- 光メディア法の違反者の刑事訴追における申立人としての行動
- 光メディア法の違反者に対する行政事件の審理と決定、行政処分の実施を行う。

尚、捜査は、自組織又は他の執行機関と共同で行っている。また、被疑者についての通報も受け付けている。光ディスクに関するデータベースを作成し、税関等の執行機関と共有している。

光メディア法は、光メディアの製造、原版作成、複製、輸出入を規制している。全ての原版作成、プレス、型の機器類には、OMB に割り当てられたソース識別コード(SIDコード)を保有・組み込むことが求められ、フィリピンで製造・原版作成・複製・輸出等される全ての光メディアにはSIDコードの添付が求められている。OMBの許可なしに、光メディア製造機器の販売・保有等や光メディアの原版作成・製造・複製・輸出入を行うこと、および正しいSIDコードの添付・組み込みをせずに光メディアの製造等を行うことは、光メディア法による刑罰規定が適用される。

(2) 組織構成

光メディア委員会は貿易産業省(Department of TRADE & INDUSTRY (dti))の配下の組織であり、2003年に光メディア法によって設立された(Optical Media Act of 2003)。

(3) 他団体との協力

上述の国家知財委員会(NCIPR)の参加機関として、光メディア委員会は活動している。

b. 民間団体

以下の民間団体を調査対象として公知情報の分析、アンケートによる調査分析を行った。

知的財産協会	Intellectual Property Association of the Philippines
放送協会(KBP)	Kapisanan ng mga Brodkaster ng Pilipinas (: Association of Broadcasters of the Philippines)
フィリピン発明家協会(FIS)	Filipino Inventors Society
音楽産業協会(PARI)	Philippine Association of the Record Industry, Inc.
フィリピン作曲家・作詞家・出版社協会(FILSCAP)	FILIPINO SOCIETY OF COMPOSERS, AUTHORS, AND PUBLISHERS, INC.

アジア弁理士協会フィリピン部会 (APAA フィリピン)	Asian Patent Attorneys Association Philippine Group
---------------------------------	---

知的財産協会(Intellectual Property Association of the Philippines (IPAP))

(1) 主な業務内容

フィリピンにおける知的財産に関する実務に従事している弁護士等の組織であり、知的財産の最新の法律や規則、判例の勉強会を行っている。

具体的な活動として、国内外の知的財産のカンファレンスやセミナーへの参加やフィリピンの知的財産の実務や法律の最新状況の国際的な機関へのレポートの提出、政府系機関等を対象としたセミナーの開催、知的財産を専攻する法学部の学生に対する奨学金の援助等を行っている。また、協会内部では、デジタル環境における知的財産権(音楽著作権、ドメインネーム紛争、フィリピンの知的財産法の改正並びに著作権法改正に出版業界及び著作権管理団体への影響)に関する勉強会を実施している。

(2) 組織構成

IPAP は、1977 年に設立された組織で、会長、社長、副社長、議長等の 15 名のメンバー及びその他会員から構成されている。IPAP の職員は現在 2 名である。また、IPAP には 101 名、47 の団体が所属している。

(3) 他団体との協力

アジア弁理士協会フィリピン部会(APAA フィリピン)及び国際知的財産保護協会(AIPPI; Association Internationale pour la Protection de la Propriété Intellectuelle)と共同で研究や勉強会を行っている。

放送協会 (Kapisanan ng mga Brodkaster ng Pilipinas (KBP): Association of Broadcasters of the Philippines)

(1) 主な業務内容

KBP は、フィリピンにおける放送の職業的・倫理的基準の向上、放送の社会的責任の喚起、放送産業の振興、放送者の権利・利害の保護を目的として、設立された。放送局の技術的基準の策定、ラジオや TV における公共サービスキャンペーン、アナウンサーの認定、放送産業に貢献した放送者の表彰(the Golden Dove Awards)などのさまざまなプログラムやプロジェクトの実施、セミナーや会議の開催を行っている。尚、KBP の放送方針に、知的財産権の尊重が挙げられている。

KBP のメンバーは、120 を超えるラジオ・TV 局のオーナー・経営者(Regular Members)及びラジオ・TV 放送局(Associate Members)で構成されている。

フィリピン発明家協会(Filipino Inventors Society (FIS))

(1) 主な業務内容

フィリピン発明家協会は、1943年に設立された民間団体であり、フィリピン人の発明や創作物の創作、発展、生産、マーケティング等を行い、それによる経済と産業の発展を目指している。当協会は、1955年に”National Exhibition of Inventions”を初めて開催し、その後このイベントが毎年開催される”National Inventors Week” (Proclamations No.355, 285)に結びついた。また、”Inventors and Invention Incentives Act”の制定に向けロビイング活動を行い、成立に貢献した。

活動中のメンバーは400名程度であり、特許を保有するフィリピン人の3000人～4000人の発明家に加入を呼びかけている。

1988年には国際発明者協会(IFIA; International Federation of Inventors' Associations)のVotingメンバーとなった。

発明協会の国際会議にも80回以上、フィリピン発明家協会として出席している。

フィリピン知的財産庁と協力してASEAN Patent Cooperation Treatyの推進や、発明促進のための寄付の呼びかけ等についても行っている。一般公衆向けの公報活動や、JUNIOR FILIPINO INVENTORS SOCIETYの活動もサポートしている。

(2) 組織構成

事務局(DIRECTOR GENERAL)の配下、特別事業委員会(Special Project Committee)の配下に以下の組織がある。

特別事業委員会 (Special Project Committee)	事務局(Director General)	
製造生産 (Manufacturing & Production)	情報・出版局(Information & Publication Bureau)	情報・出版局(Information & Publication Bureau)
デザイン試作及び包装 (Design Prototyping & Packaging)	財務・投資局 (Finance & Investment Bureau)	財務・投資局 (Finance & Investment Bureau)
組織連携 (Institutional Linkages)	教育訓練局 (Education & Training Bureau)	教育訓練局 (Education & Training Bureau)
	営業企画局 (Promotion & Marketing Bureau)	営業企画局 (Promotion & Marketing Bureau)
	組織開発局 (Organizational Development Bureau)	組織開発局 (Organizational Development Bureau)
	社会開発サービス局(Social Development & Services Bureau)	社会開発サービス局(Social Development & Services Bureau)

	青年発明家・創造的研究局 (Young Inventors & Creative Research Bureau)	青年発明家・創造的研究局 (Young Inventors & Creative Research Bureau)
	環境開発局 (Environmental Development Bureau)	環境開発局 (Environmental Development Bureau)

(3) 他団体との協力

フィリピン国家警察、農務省、Meganomics Specialists International, Inc., ADTECH Group 等の団体と協力関係にある。また、教育機関とも協力関係にあり、フィリピン大学やアテネオ法律大学院等の活動にも参加している。

音楽産業協会 (Philippine Association of the Record Industry, Inc. (PARI))

(1) 主な業務内容

PARI は、1972 年に設立された民間組織であり、フィリピンの大手レコードレーベルのために活動している。PARI は、レコードレーベルが抱える問題を取り扱ったり、会員の著作権の保護のための活動を行ったりしている。

(2) 組織構成

PARI は、著作権侵害を扱う工業開発官 (Industrial Development Officer)の管理者を含む 4 名のスタッフがいる。

PARI には、15 の正会員のレーベル及び 15 の準会員のレーベルが所属している。

(3) 今後の目標

反侵害活動に対する取り組みを強化する。

フィリピン作曲家・作詞家・出版社協会 (FILIPINO SOCIETY OF COMPOSERS, AUTHORS, AND PUBLISHERS, INC. ((FILSCAP))

(1) 主な業務内容

フィリピンにおける作曲家・作詞家・著者・出版社(以下、作曲家等)の著作権、著作隣接権を管理し、著作権等が使用される場合のライセンス料を徴収し、作曲家等にライセンス料を分配する。

また、FILSCAP は、企業に対して著作権法を遵守することの重要性を訴求するためのミーティングを行っている。また、市民に対して著作権法を守ることの意識を高めるための宣伝活動を行っている。また、FILSCAP 内でスタッフに対して法改正等に関する研修やセミナーを行っている。

(2) 組織構成

FILSCAP には、36 の企業、931 名が加入している。

FILSCAP には、計 40 名のスタッフがおおり、使用許諾部門(Licensing Department)、流通・記録管理・監視部門(Distribution, Documentation and Monitoring Department)、

(Membership and Communications Department)、法務部門(Legal Department)、会計部門(Accounting Department)、管理部門(Administration Department)から構成される。そのうち、特に著作権に関連するスタッフは、Licensing Department に 4 名、Legal Department に 1 名がいる。

(3) 他団体との協力

FILSCAP は、独立系のプロデューサーの組織 (Independent Producers League)に対して、音楽の著作権に関するアドバイスを行っている。

アジア弁理士協会フィリピン部会(APAA フィリピン) (Asian Patent Attorneys Association Philippine Group)

(1) 主な業務内容

APAA (The Asian Patent Attorneys Association) は、アジア地域 (オーストラリア及びニュージーランドを含む) における知的財産の保護の促進と強化に専念している。理事会は年に 1 度、総会は 3 年に 1 度開催され、意見・情報交換等が行われている。

著作権、特許、商標などの知的財産法に関連する様々な常設委員会が組織されており、理事会で任命された議長の下で、アジア地域の法律の最新動向をレビューや、問題研究、法律及び実務改善のための提案を行っている。

(2) 組織構成

APAA は 1969 年に設立され、2 千人を超えるメンバーと 18 の認可団体(Recognised Group)から構成されている。フィリピン部会は 1977 年に設立され、72 名のメンバーがいる。

c. 教育機関

以下の教育機関を調査対象として公知情報の分析、アンケートによる調査分析を行った。

フィリピン大学	University of the Philippines
アテオネ法律大学院	ATENEO LAW SCHOOL

フィリピン大学(University of the Philippines)

(1) 主な業務内容

フィリピン大学は 1908 年に設立されたフィリピンを代表する国立大学である。

副学長の基に、OVCRD (The Office of the Vice-Chancellor for Research Dissemination and Utilization Office)が設けられ、知的財産の保護及び研究開発成果の利用促進という目的で設立されている。知的財産規約(Intellectual Property Code of the Philippines)が 1997 年に制定されたことが契機となり設置された。

OVCRD は 1998 年 9 月に設立され、大学関係者の知財保護、特許取得、ライセンス

グ等の活動を行っている。大学の知財権に関する方針(IPR Policy)を設けており、この IPR Policy は以下の目的で制定されている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">- 学問の自由の尊重- 公共の利益の認識- 大学における研究の伝統に適した環境の継続 |
|--|

OVCRD のホームページに、研究者向けの知的財産に関する解説、知的財産の大学への申請フォーム、大学保有の特許に関するライセンスに関する情報等が掲載されている。

(2) 組織構成

OVCRD は計画管理・資源創出オフィス(Project Management and Resource Generation Office (PMRGO))と研究宣伝・利用オフィス(Research Dissemination and Utilization Office (RDUO))の 2 つの組織から構成され、知的財産 (特許/意匠/商標/著作権) については、OVCRD 配下の Intellectual Property Section が担当している。

アテオネ法律大学院 (ATENEO LAW SCHOOL)

(1) 主な業務内容

アテオネ法律大学院は、1936 年に設立されたイエズス会系の私立大学である。法曹界にキリスト教の教えを反映させるという使命を持って設立された。

アテオネ法律大学院とフィリピン知的財産庁との間で知的財産法に関する修士課程のコースを開設することについて合意され、2011 年からコースを提供している。

このコースでは、以下の講義を受けることができる。

- 著作権及び著作隣接権(Copyright and Related Rights)
- 知的財産権の管理と権利行使(Management and Enforcement of Intellectual Property Rights)
- 特許法、工業デザイン及び植物新種保護(Patent Law, Industrial Design, Plant Variety Protection)
- 商標法、不正競争及び営業秘密(Trademark Law, Unfair Competition and Trade Secrets)

[参考資料]

アセアン・インド知財保護ハンドブック (2012 年 8 月、日本貿易振興機構)

模倣対策マニュアル フィリピン編 (2010 年 3 月、日本貿易振興機構)

IPO PHL Annual Report 2012

フィリピン産業財産権侵害対策概要ミニガイド (2012 年 1 月、発明推進協会)

<http://www.globalipdb.jpo.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2013/09/7157fe28cfc5da0ffc6259cfbe710e02.pdf>

ASEAN 諸国における知的財産侵害物品の水際取締り等の実態調査(財務省関税局、平成 20 年 3 月)

The Philippines Group Report /Asian Patent Attorneys Association, 2012

http://www.apaaonline.org/pdf/2012/Reports_of_the_Recognised_Groups_2012/PhilippineRecognizedGroupReport_2012.pdf

KBP の放送方針 KBP の放送方針(The KBP Broadcasting Principles:

<http://www.kbp.org.ph/wp-content/uploads/2008/04/Broadcast%20Code%20of%202007.pdf>)

経済産業省委託

ASEAN における知的財産にかかわる諸団体等の活動調査報告

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

felicite IP Consulting Singapore Pte. Ltd.

2014 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、2013 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った **felicite IP Consulting Singapore Pte. Ltd.** が実施した調査報告に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではございません。